平成２２年（フ）第６０６３号
大阪市旭区中宮４丁目９番７号ジュネス城北405号
債務者　池田　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７６号
大阪市城東区今福西３丁目１番７―807号
債務者　白山　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７０号
大阪市福島区鷺洲１丁目６番３号　八幡ハイツ501号
債務者　植田　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９７号
大阪市生野区新今里３丁目３番５―702号
債務者　西村昇二郎
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０６号
大阪府枚方市南中振２丁目60番１―808号
債務者　山本ひと美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２５号
大阪府東大阪市上小阪４丁目５番15号
債務者　河端　　京（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０２号
大阪市平野区長吉長原４丁目15番４号　レインボーハイツ205号
債務者　三浦　政美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７３号
大阪市西区南堀江４丁目25番３号　パティオ・イトウ413
債務者　下釜奈津美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０６号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目105番地の30
債務者　眞鍋　千春（旧姓亀谷）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７１２号
大阪市東成区深江南１丁目14番20号　ＪＨＣハイツ604号
債務者　中明子こと　中　　喜雨
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８５号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目22番８―307号
債務者　倉元　達一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９０号
大阪府八尾市南植松町５丁目180番地
債務者　青木　元美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９４号
大阪市城東区東中浜２丁目６番２号
債務者　吉本　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９７号
大阪市都島区都島中通１丁目２番８号　山甲荘
債務者　阿部　信行
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０３号
大阪府豊能郡能勢町下田124番地の１―406、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町柏原85番地の233
債務者　大隈　智宏
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０５号
大阪市淀川区野中北１丁目14番２―105号
債務者　七種　真一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１３号
大阪府高槻市上田辺町19番32号
債務者　木下　紘子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１５号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番21号　ファースト東中島309号
債務者　金田　照美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部